

令和2年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立 筑紫丘高等 学校
課程又は 教育部門	全日制課程

43

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

本校は人権教育、健康・安全教育を充実させることを通し、生徒の社会性の向上を目標に、かけがえのない存在である生徒一人一人が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、豊かな人間性を育む教育を推進し、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組む。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめが、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての生徒を対象としたいじめ防止の観点が必要であり、以下の取組を通じていじめを生まない教育活動を推進する。

- (1) 学校体制の確立
- (2) 教師の姿勢とホームルーム経営の在り方の共通理解
- (3) 生徒同士が連携・協力し合える教育活動の充実
- (4) 人権教育の充実を通して、生徒の自尊感情と人権感覚の育成
- (5) 学校と家庭・地域との連携

さらに、全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等（発達障がいや性同一性障がいなど合理的配慮に関する内容を含む）に対応した校内研修を行う。

教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置付けた校内研修を実施する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われている。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信

号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するための様々な取組を行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

イ 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守る。

ウ 保健室や相談室の利用等について広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、プライバシーに十分配慮し、適切に扱う。

エ 日頃の学校生活の中で生徒の様子に目を配り、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。なお、これらにより集めた情報は学校の教職員全体で共有する。

本校における早期発見のための具体的方策の一覧は下記のとおりである。

対象		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生徒	学校生活アンケート	○	○	○		○	○	○	○		○	○	
生徒	無記名いじめアンケート				○					○			○
生徒	個人面談（全員）		○					○					
職員	いじめチェックリスト	○				○					○		
家庭	家庭用チェックリスト				○					○			
職員	サポートヒントシート			○									
生徒	相談室のオフィスアワー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校内いじめ問題対策委員会において組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

また、インターネットへの書き込みなどインターネット上のいじめが疑われる場合は、「校内いじめ問題対策委員会」が中心となって被害生徒へのケアに当たると同時に、「校内いじめ問題対策委員会」の情報担当が書き込み内容の削除や拡散防止への措置、書き込みに関する情報収集等の対応を迅速に図る。

いじめ被害にあっても表出できない生徒がいる可能性を常に考え、学校生活アンケートや教育相談等の機会に些細な変化を見逃さない意識を全教職員で共有する。

いかなるいじめ事案に対しても教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、生徒の安全を確保し、早い段階からの的確に関わりを持つ。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「校内いじめ問題対策

委員会」と直ちに情報を共有する。その後は、管理職から電話で学校の設置者に第一報を入れるとともに、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。また、組織的に対応方針を決定し、職員が情報共有した上で、被害生徒を守る対応を徹底する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室指導し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、連携して以後の対応を適切に行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮し、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つことが必要であり、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめの解決とは、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるので、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに発信停止や情報の削除を求めるなど必要な措置を講じる。また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあ

るときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、関係機関等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対し携帯電話・スマートフォンの使い方（パスワード付きサイトやSNS、メールを利用したいじめ）などについての理解と協力を求める。

(7) いじめの解消

いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3カ月以上継続しているかどうか以下の内容を確認する。

ア いじめられた生徒やその保護者が心身の苦痛を感じていないこと。

イ いじめられた生徒の友人などからの聞き取りを行い、いじめに相当するような行為が認められないこと。

ウ ネットパトロールなどを定期的に行い、いじめに相当するような状況がないこと。

これらを校内いじめ問題対策委員会で状況を精査検討した上で、校長が観察継続や解消の判断を行う。少しでもいじめ解消について不安が感じられる場合は、継続して指導や観察を行う。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

いじめ防止対策推進法第28条に規定されている重大事態に対処し、及び同種の事態発生防止のため、速やかに適切な方法により事実関係を明らかにするための調査を行う。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告する。

② 調査を行うための組織について

その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「校内いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じ

て適切な専門家を加えて組織する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- 生徒の自殺という事態が起こった場合、背景調査に当たり、遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意する。
- 調査を行う組織は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるため、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 調査を行う場合は、設置者から、情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、どのように対応したか）、調査の経緯（調査の組織、方法、方針、経過を含む）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、県の教育委員会を通じて県知事に報告する。

報告の際には今後の同種の事態に対する防止策及び上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 校内いじめ問題対策委員会

- (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

調査を行うための組織については、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「校内いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて組織する。

さらに、事実関係を明確にするための調査を実施する。

7 学校評価

項目1に挙げた目標が達成された理想的な状態とは、未然防止に成功し、いじめの発生がない状態である。しかし、いじめの事案が発生した場合は、早期に問題を認知し、「校内いじめ問題対策委員会」の迅速な対応により組織的・効果的に解決が図られなければならない。また、いじめの事案ができるだけ素早く解消した状態となり、被害生徒の苦痛が極力小さくなることが重要であり、さらに、長期間再発が確認されない状況が持続しなければならない。

目標の達成状況、さらにいじめ事案への対応状況の評価はチェックリスト等を用いて、客観的に評価できる方法で行い、結果については学校自己評価に反映させ、公表することとする。